

令和8年度埼玉県立特別支援学校高等部入学選考実施要項

1 募集人員

募集人員は、令和7年8月29日（金）までに決定し、別途通知する。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)及び(5)に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。なお、(4)に該当しない者であっても、(6)の協議をもって出願を認める場合がある。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 保護者とともに県内に居住している者
- (5) 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者（下欄を参照すること）

【視覚障害者】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

【聴覚障害者】

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

【知的障害者】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

【肢体不自由者】

- 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

【病弱者】

- 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- (6) 県外に居住し県立特別支援学校の入学を希望する者は、出願前に志願先校長と相談する。志願先校長は、速やかに県教育委員会と協議を行う。

3 通学区域

- (1) 通学区域は、埼玉県就学事務手続実施要項(令和7年9月1日版)に示すものとする。
- (2) 大宮ろう学園高等部生活デザイン科においては、通学区域を設けない。

4 出願

- (1) 事前相談
入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。
- (2) 出願手続

ア 出願書類

(ア) 各校共通

- ・入学願書(様式1)
- ・令和8年度埼玉県立特別支援学校高等部入学志願者調査書(以下「入学志願者調査書」という。)(様式2又は様式2-2)

※入学志願者調査書は出身中学校長に作成を依頼する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。なお、災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

- ・受検票(様式4)

以上の様式の請求方法は志願先特別支援学校の募集要項で確認すること。

(イ) ろう学園

- ・最新のオーディオグラム

イ 入学選考手数料

無料とする。

ウ 出願書類の提出方法

入学志願者は、出願書類に必要事項を記入の上、持参により志願先校長に提出する。

入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で出願書類の提出ができない場合は、保護者及び出身中学校が入学志願者代理として出願書類を志願先校長へ提出することができる。なお、代理人による提出を行う場合は、事前に志願先校長へ出身中学校長より連絡を行う。

エ 出願書類の提出期間

令和8年2月2日(月)及び2月3日(火)

受付時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 交付された受検票の受取

出願書類提出時に、志願先学校から必要事項を追記した受検票を受け取る。

6 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書(様式2又は様式2-2)を作成した出身中学校長は、学習の記録等通知書(様式3又は様式3-2)を出願書類の提出期間の第1日の10日前までに、入学志願者の保護者に通知する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。

7 併願等

- (1) 県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の入学許可候補者となった者で入学辞退届を提出していない者は、県立特別支援学校へ「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 県立特別支援学校で入学許可候補者となった者は、県公立高等学校へ「入学願書」

を提出することはできない。この場合の入学許可候補者とは、各県立特別支援学校の入学許可候補者発表の際に、各県立特別支援学校において受検番号を掲示された者をいう。

8 志願先変更

急な転居等の特別な事情で志願先学校に変更が生じた場合は、関係学校長等と協議の上、出身中学校長を経て、志願先変更願（様式5）及び受検票を、志願先校長に提出する。

受理した志願先校長は、速やかに変更先校長に連絡し変更手続きを行わなければならない。

9 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式6）及び受検票を速やかに志願先校長に提出する。

10 入学選考

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和8年2月10日（火）

イ 選考場所 出願した各県立特別支援学校

(2) 高等部訪問教育について

高等部訪問教育を志願する者は、次のとおり入学選考等を行うものとする。

ア 志願する県立特別支援学校で入学選考を受検できる者は、令和8年2月10日（火）に受検すること。

イ 自宅又は施設等で入学選考を受検することが適当と判断される者は、令和8年2月9日（月）以降で適当な日時に実施すること。

ウ 自宅又は施設等で選考を実施する場合の配慮事項

選考の日時、場所については、当該入学志願者及び保護者の意向を尊重し、適切に対応すること。

(3) 選考

志願先校長は、入学選考を厳正に行うため入学選考委員会を設置するなど選考内容や方法等を十分検討し入学選考を実施する。

11 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所等

日時	令和8年2月16日（月）
場所及び方法	出願した各県立特別支援学校において受検番号を掲示する
備考	志願先校長は、受検票を確認し、選考結果通知書（様式7）を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、志願先校長から必要な書類を受け取ること。

12 その他

- (1) 入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て当日までに志願先校長に提出する。
(様式自由)
- (2) 令和８年度県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の欠員補充に伴う入学選考を受検したが、入学許可候補者とならなかった者については、令和８年２月６日（金）に高等部普通科への入学選考に追加で願書を提出することができる。
- (3) 県立特別支援学校の入学志願者及び入学許可候補者の人数によっては、募集人員の範囲内で、それぞれ補充することができる。
- (4) 入学志願者が募集人員を上回る場合、校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (5) 出願期間又は入学選考日を過ぎて志願しようとする者は、令和８年３月６日（金）までに志願先の校長と相談する。校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (6) ここに定めるもののほか、入学選考等に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、県教育委員会と協議を行う。